

# 鳥取縣公報

本書ノ大キサ固定規格A5判

第千九十九號

昭和十四年十二月十五日

金曜日

## 縣令

### ◆鳥取縣令第四十九號

明治三十三年七月三日鳥取縣令第二十六號飲食物其ノ他物品取締ニ關シ違反物件處分方左ノ通改ム

昭和十四年十二月十五日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

飲食物其ノ他ノ物品取締ニ關シ左ニ掲タル事項ハ警察官署ニ於テモ行政廳ニ屬スル職權ヲ行ハシム

一 明治三十三年内務省令第十七號有害性著色料取締規則第七條ノ規定ニ依ル容器、被包及飲食物並ニ物品若ハ材料ノ處分

二 明治三十三年内務省令第三十七號冰雪營業取締規則第六條ノ規定ニ依ル冰雪ノ處分

三 明治三十三年内務省令第五十號飲食物用器具取締規則第八條ノ規定ニ依ル飲食物用器具及之ヲ用ヒタル飲食物ノ處分

四 明治三十四年内務省令第三十一號人工甘味質取締規則第五條ノ規定ニ依ル飲食物ノ處分

五 明治四十三年内務省令第三十號清冷飲料水營業取締規則第九條ノ規定ニ依ル清冷飲料水及

## 器具ノ處分

00653

- 六 昭和三年内務省令第二十二號飲食物防腐劑漂白劑取締規則第六條ノ規定ニ依ル飲食物及防腐劑、漂白劑ノ處分  
 七 昭和八年内務省令第三十七號牛乳營業取締規則第二十條ノ規定ニ依ル牛乳及乳製品並ニ同規則ヲ準用セラル羊乳及乳製品ノ處分

## 告示

## ◆鳥取縣告示第七百六十六號

米子財務出張所管内ニ於テ縣稅檢查章左ノ通返納セリ

昭和十四年十二月十五日

鳥取縣知事 副見喬 雄

返納年月日	番號	所屬廳名	職名	氏名
昭和十四年十一月十七日	八〇	西伯郡境町役場	書記	景山喜次郎
同	九二	同	雇	濱田幸吉
昭和十四年十一月十七日	八〇	西伯郡境町役場	書記	景山喜次郎

## ◆鳥取縣告示第七百六十七號

鳥取財務出張所管内ニ於テ縣稅檢查章及縣稅滯納者財產差押證票ヲ左ノ通返納並ニ交付セリ

昭和十四年十二月十五日

鳥取縣知事 副見喬 雄

區分	番號	交付納年月日	所屬廳	職名	氏名
縣稅檢查章	六三	昭和十四年十二月十一日	倉吉財務出張所	縣書記	大西秀人
縣稅滯納者	六三	同	同	同	同
縣稅檢查章	三五	昭和十四年十一月廿一日	鳥取財務出張所	同	同
縣稅滯納者	三五	同	同	同	同
財產差押證票	同	同	池淵亮	同	同

## ◆鳥取縣告示第七百六十八號

濱田嘉惠所有ノ小學校本科正教員免許狀亡失セシニ付再下附セリ

昭和十四年十二月十五日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

00665  
森林法ニ依リ左記箇所ヲ保安林  
昭和十四年十二月十五日

鹿取縣告示第百六十九號

鳥取縣知事

副見喬雄

字	地番	地目	面	積	見込	要込	編面	積入	所	有者
岩	美郡成器村大字上地									
河	口原谷	七四三七原野	町反畝步	一二二五	町反畝步	一二二五	町反畝步	二二五	細砂	五十五郎
上	新田	六四六田	一四一四	一四一四	一〇〇	中村岩	中村岩	中村岩	外莊	吉郎
同	同	六四六山林	三一五	三一五	三一五	谷口爲吉	谷口爲吉	谷口爲吉	谷	吉
同	同	六四六原野	二一	二一	一一	中村岩松	中村岩松	中村岩松	中	松
六四二六	烟	六四二六山林	三一五	三一五	三一五	谷口爲吉	谷口爲吉	谷口爲吉	谷	吉
一〇三	一〇三	二一	二一	二一	二一	中村岩松	中村岩松	中村岩松	中	松
二五	二五	二一	二一	二一	二一	中村岩松	中村岩松	中村岩松	中	松
谷	谷	口爲吉	口爲吉	口爲吉	口爲吉	岩松	岩松	岩松	岩	松

00666

中	落	同	郡	同	八九四	同
土	シ	平	同	村	山林	七七一五
居			五五七	大	八一〇〇	七七一五
			山林	字	八一〇〇	一〇〇〇
四五七				中	二五〇〇	森
同				河	福	谷
九〇〇				原	田	兼
					信	雄
九〇〇					治	
森						
岡						
長						
藏						

同	郡	同	村	大字	新	井
大	烟	ケ	三五九	原野	一七九	一七九
陰	ナ	メ	三五七	ノ一四	〇一四	〇一四
同	郡	大茅村	大字	楊	一八〇〇〇	一八〇〇〇
宇	王	六七二	山林	一四二〇	一四二〇	一四二〇
					七〇〇〇	七〇〇〇
					井土垣	井土垣
					外三十二名造	外三十二名造
					政	政
					造	造

坂	同	郡	宇倍	野村	大字	宮ノ下	同	六〇〇	白井友造
ノ	谷	同	郡	同	村	大字	美戴	七二二七	七二二七
三、一二七	原野	同	郡	浦富	町	大字	牧	六五九	山林
二八		同	同	山林	八〇〇〇	八〇〇〇	七七〇八	七七〇八	中島勝造
一一八		同	郡	町	大字	浦	七五六	六二六	山林
一一八		同	郡	同	町	大字	牧	二一八	尾垣芳藏
一一八		同	郡	同	町	大字	牧	一一八	福田晴巳
一一八		同	郡	同	町	大字	浦	一一八	人
高	谷	三、一二七	原野	同	同	同	七七〇八	七七〇八	中島勝造
坪	谷	二八	二八	同	同	同	尾垣芳藏	尾垣芳藏	坂
宗	谷	一一八	一一八	同	同	同	福田晴巳	福田晴巳	同
一	谷	一一八	一一八	同	同	同	人	人	坂

00669

金	山	二一九	二七〇〇	二七〇〇	上	村	忠	彦
同	二三〇	同	六二七	六二七	六二七	六二七	系	谷祥太郎
							外	一

◆鳥取縣告示第七百七十號  
左ノ通公有水面埋立ノ件免許セリ

昭和十四年十二月十五日

鳥取縣知事 副見喬雄

## 一 埋立ノ免許ヲ受ケタル者

米子市河崎一五八番次一番屋敷  
矢邊壽美子

親權者矢邊竹次郎

## 一 埋立ノ場所

西伯郡彦名村字明神港八〇三七九七七九九七九五ノ一番地先中海公有水面

## 一 埋立ノ面積

壹反貳畝步

## 一 埋立ノ目的

水田造成

## 一 工事着手及竣工期間

着手ノ日ヨリ十日以内着手

免許ノ日ヨリ十日以内着手

## 着手中ヨリ壹ヶ年以内着手

## 着手ノ日ヨリ壹ヶ年以内着手

鳥取縣知事 副見喬雄

## 一、繭絲調査員ノ囑託及解囑

◆鳥取縣告示第七百七十一號  
繭及生絲現在高並生絲製造高及消費高調查ノ繭絲調査員左ノ通囑託及解囑並擔當變更アリタリ  
昭和十四年十二月十五日

川	本淳太郎	牧野勇	擔當調查範圍	囑託セラレタル	繭絲調査員氏名	解囑セラレタル	繭絲調査員氏名	囑託セラレタル
江原穂夫	岩本賢吾	東伯郡花見崎村	東伯郡花見崎村	昭和十四年十一月一日	川本淳太郎	牧野勇	江原穂夫	川本淳太郎
塗原友平	鹽見順太郎	松東村	松東村		江原穂夫	牧野勇	塗原友平	江原穂夫
片岡武夫	眞下庄太郎	中北條村	中北條村		片岡武夫	牧野勇	塗原友平	片岡武夫
石川實	同	同	同		石川實	牧野勇	片岡武夫	石川實
長尾孝	同	同	同		長尾孝	牧野勇	片岡武夫	長尾孝
赤崎町	同	同	同		赤崎町	牧野勇	片岡武夫	赤崎町

00671

河 上 泰 �藏	末 葛 亮	一 同 安 田 村	同
福 田 覺 藏	小 棕 二 朗	同 古 下 上	布 鄉 庄
一 尾 崎 義 市	同 伊 市 逢	東 勢 崎	村 村 村
熊 谷 竹 一	新 擔 當 調 查 區	舊 擔 當 調 查 區	變 更 年 月 日
青 龜 正 雄	東伯郡 下 北 條 村	東伯郡 築 灘 手 村	昭和十四年十一月一日
谷 口 節 男	東伯郡 逢 東 勢 崎 村	東伯郡 古 布 庄 村	同
熊 谷 竹 一	東伯郡 逢 東 勢 崎 村	東伯郡 築 灘 手 村	昭和十四年十一月一日
青 龜 正 雄	東伯郡 大 誠 村	東伯郡 古 布 庄 村	同
谷 口 節 男	東伯郡 逢 東 勢 崎 村	東伯郡 築 灘 手 村	昭和十四年十一月一日

## 二、繭絲調查員ノ擔當變更

00672

## ◆鳥取縣告示第七百七十二號

八頭郡賀茂村大字郡家宮崎重則ニ對シ十二月五日付羊豚家兔商免許鑑札左ノ通下付セリ

昭和十四年十二月十五日

## ◆鳥取縣告示第七百七十三號

氣高郡大鄉村金澤第三耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十四年十二月十五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

喬

雄

一鑑札番號 第六副見喬雄

喬

雄

## ◆鳥取縣告示第七百七十四號

氣高郡吉岡村矢矯第二耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十四年十二月十五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

喬

雄

## ◆鳥取縣告示第七百七十五號

日野郡根雨町大字高尾耕地整理組合設計書變更ノ件認可セリ

昭和十四年十二月十五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

喬

雄

## ◆鳥取縣告示第七百七十六號

鳥取縣健康保險相談所廳舍ハ昭和十四年十二月一日ヨリ左ノ場所ニ移轉ス

鳥取縣公報 第千九十九號 昭和十四年十二月十五日 (第三種郵便物認可)

昭和十四年十二月十五日

(第三種郵便物認可)

一一

昭和十四年十二月十五日

00673

## ◆鳥取縣告示第七百七十七號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十四年十二月十五日

鳥取縣知事	副	見	喬	雄
鳥取市本町三丁目五十四番地				

被保險者證 記號番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事務所所在地並名稱	無効トナリタ ル保険者證交 付年月日	無効トナリダ ル年月日	備考
日ね	一五 富田源藏	日野郡根雨町同運送店	一四、六、六	一四、一〇、一〇	
米よ	一、六八五 細田茂正	米子市久米町日本曹達株式會社米子製鋼所	一四、三、九	一四、一、二〇	
同	七七四 生田久春	同	一二、九、二二	一四、一、一七	
米い	二一 柴田久	米子市岩倉町岩井家具店	一四、七、二一	一四、一、二九	
東あろ	八坂口末高	東伯郡倉吉町旭製材株式會社倉吉工場	一四、八、五	一四、一、一五	
日をに	四九 豆柄林市	大阪特殊製鋼株式會社黒坂工場	一四、八、一四	一四、一〇、二〇	

## ◆鳥取縣告示第七百七十八號

愛知縣名古屋市東區大幸町二九三ノ二十四步墓地ハ今回改葬スル事ト爲リタルモ緣故者不明ノモノ有之ニ付キ同墓地内ノ有緣者ハ十二月二十五日迄ニ管理者名古市中區門前町一丁目一九性高院住職岩口義淵宛申出ラルベク若シ期日迄ニ申出ナキトキハ管理者ニ於テ適宜改葬スペキ旨照會アリタリ

昭和十四年十二月十五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

## ◆鳥取縣告示第七百七十九號

愛知縣名古屋市中區門前町一丁目二〇番地墓地ハ今回改葬スル事ト爲リタルモ緣故者不明ノモノ有之ニ付同墓地内ノ有緣者ハ十二月二十五日迄ニ管理者名古市中區門前町一丁目一九性高院住職岩口義淵宛申出ラルベク若シ期日迄ニ申出ナキトキハ管理者ニ於テ適宜改葬スペキ旨照會アリタリ

昭和十四年十二月十五日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

## ◆鳥取縣告示第七百八十號

愛知縣名古屋市中區門前町二丁目一四番地墓地ハ今回改葬スル事ト爲リタルモ緣故者不明ノモノ

有之ニ付同墓地内ノ有縁者ハ十二月二十五日迄ニ管理者名古市中區裏門前町二丁目一四寶泉寺住職早川祖田宛申出ラルベク若シ期日迄ニ申出ナキトキハ管理者ニ於テ適宜改葬スペキ旨照會アリタリ

昭和十四年十二月十五日

鳥取縣知事 副見喬雄

◆鳥取縣告示第七百八十一號

左記墓地ハ今般権原神宮神域擴張ニ伴フ外苑工事ノ爲メ移轉改葬スペキニ付同墓地ノ有縁者ハ十二月二十五日迄ニ管理者宛申出ラルベク若シ期日迄ニ申出ナキトキハ管理者ニ於テ適宜改葬スペキ旨照會アリタリ

昭和十四年十二月十五日

鳥取縣知事 副見喬雄

一 墓地所在地

奈良縣高市郡畝傍町大字畝傍一番地同二番地同一一二一番地ノ二

畝傍御坊共同墓地

一 移 轉 先

奈良縣高市郡畝傍町大字石川地内

一 墓地所在地

00676

奈良縣高市郡畝傍町大字大久保第六四九番地  
大久保共同墓地

一 移 轉 先

奈良縣高市郡畝傍町大字四番地内

一 管 理 者

畝傍町長 小松奈良次郎

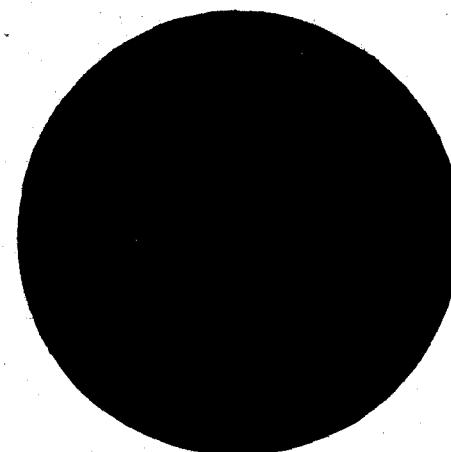
00677

00678

# 鳥取縣公報 第千九十九號

# 昭和十四年十二月十五日 (第三種郵便物認可)

# 事變特報



彙

報

第三十四號

舉國一致  
盡忠報國  
堅忍持久

00679

## 目次

- 一 勞務動態調査規則概要 ..... (社會課) 一九頁
- 一 應召商工業者營業保護委員會並に  
産業奉仕委員制度について ..... (商工水產課) 二二頁
- 一 昭和十五年度海軍志願兵割當 ..... (社寺兵事課) 二五頁
- 一 經濟戰強調運動について ..... (時局課) 二七頁
- 一 神宮大麻頒布に就て ..... (社寺兵事課) 三〇頁
- 一 小麥の増産と菌核病の防除について ..... (農產課) 三二頁
- 一 銃後奉公會を公益團體として認定 ..... (社會課) 三四頁
- 一 防犯運動週間に際りて ..... (刑事課) 三五頁
- 一 經濟戰強調運動第三週 ..... (時局課) 三八頁
- 一 小規模耕地事業に對し資金の融通開始 ..... (耕地課) 三九頁
- 一 海を越えて邦人の赤誠 ..... (社會課) 四〇頁
- 一 貯蓄組合員章の交付 ..... (時局課) 四二頁
- 一 杉山大將白衣の勇士慰問 ..... (同) 四一頁
- 一 鬼毛皮の採取 ..... (規畫課) 四二頁

## 學防犯明・後銃

00680



## 勞務動態 調查規則 概要

・勞務動態調査については本報第三十二號に於てその實施上の各部について略述したのであつたが、その第一回の調査が来る十二月三十一日を以て行はれるのであつて、この調査の成績如何は直接現下の勞務動員計畫の遂行上重大な影響を與へるものであるから、茲に今少しきこれを説明することとする。

### △調査の趣旨

現下の我が國では一面複雑精巧で且つ多種多様な軍需品を生産せねばならないと共に、他面東亞協同體の確立の爲に必要な各種産業の擴充を行はねばならず、またかやうな大事業を圓滑に進捗させる爲には國內の經濟力を十分強固にする必要があるので、その爲に輸出産業の振興といふこともまた忽にすることは出來ない。

いふまでもなく産業を興し生業を盛にする爲には單に物や金を準備するだけではいけないのであつて、どうしても人、即ち労力を必要とする。労力の動員が圓滑に行はれるか否かは直に將來國運發展の基礎となるべき諸産業の進展に影響するのである。今回資源調査法に基いて公布された勞務動態調査規則も、この勞務動員計畫最も必要な根本資料を得、これに基いて一切の具体的方策を實施しようとする重大な意義を有してゐるのである。

### △本調査の特徴

從來から勞務に關しては種々の調査が行はれてゐるが、今回の勞務動態調査規則による調査では、少くとも次の五點について著しい特色を有してゐる。

第一、現在のやうに時局産業が勃興し、その勞務の需要はますます大きくなつて勞務資源の涸渇が訴へられてゐる時に於ては、どうしても國內のあらゆる産業についての勞務狀況の全般を知悉して置く必要がある。よつて今回の調査

00681

は工場や礦山の労働者に限らず、商店員も交通労働者も家事使用人も、すべて調査の対象とすることになつてゐる。

第二、現下に於ける労務者の状況はあらゆる部面に刻々急激な変化を見せてゐるので調査の回数を成るべく多くする必要がある。今回の労務動態調査では毎年六月と十二月の二回調査を行ひ急激な変化の状況を知ることとなつてゐる。

第三、最近労務者の需要が激増するに伴つて、労務者の職場から職場への移動が非常に多くなつてゐるし、また我國産業の重點の移行につれて労務者の産業的移動も頗る顯著なものがある。これ等の移動の真相を正確に把握して対策を講ずることは極めて重要であるので、本調査では各就業場に於ける労務者の雇入、解雇の状況を調べて移動の状況を知ることとし、更に雇入れられた労務者の前職關係を調査して労務者の職業的産業的移動状況を知つて、今後の対策に資することになつてゐる。

第四、労務者の體性的及年齢的方面は労務對策を講ずることは極めて重要であるので、本調査では各就業場に於ける労務者の雇入、解雇の状況を調べて移動の状況を知ることとし、更に雇入れられた労務者の前職關係を調査して労務者の職業的産業的移動状況を知つて、今後の対策に資することになつてゐる。

00682

てゐる限り雇傭主は報告せねばならないのである。常に労務者を雇傭してゐるが、たまゝ調査期の頃數日それが中斷したとしても報告義務がなくなるわけではない。反対にふだんに労務者を一人も雇つてゐないが、たまゝ臨時的に労務者をしばらく雇つたに過ぎないやうな場合にはその雇傭主には報告の義務はないのである。

又、國及び道府縣には本規則の適用がなく、從つて報告の義務はないが、市町村等はすべて報告義務者となるのである。

二 報告の対象となるべき労務者

本調査に於て報告の対象となるべき労務者は他人に雇傭されて労務に從事してゐる者一切を含むのであって、その労務の内容が肉體的であると精神的であると問はない。特に本調査から除外されることになつてゐる報告を要しない者については前稿に於て記した處であるが、こゝに問題になるのは市町村吏員についてであつて、それは雇傭關係にあるものとは見なされな

策の実施上極めて重要なので、本調査では全労務者について男女別並びに年齢別に調査して女子労務員や青少年労務者の状況を調べる事となつてゐる。

第五、單に全國的或は地方的統計を作るに止らず、調査票の各票を具体的に日常の業務の参考に資する爲に正副二通の調査票をつくり、副票を職業紹介所に保存して當時管内の各工場、事業場、商店等について労務者の状況を知り、労務配置の業務の資料とするとしてある。今後の雇入豫定数について調査することになつてゐるものこの目的の爲である。

#### △調査の概要

調査実施上の大体については既に記した處であるが、尙附加又は詳記の要があると思はれる點について記すと

#### 一 報告義務者

いやしくも常時労務者を雇傭してゐる者はすべて報告の義務がある。従つて工場、事務所、商店は勿論、一般家庭でも常時労務者を雇傭し告すべきことはいふまでもない。

#### 三 報告事項

本調査によつて報告すべ事項は左の八項である。

1. 事業種類
2. 就業場所在地
3. 雇傭主住所氏名
4. 過去六ヶ月間の雇人解雇人員
5. 現在雇人員
6. 今后六ヶ月間の雇人豫定人員
7. 過去六ヶ月間に雇へられた一般労務者の前職
8. 過去六ヶ月間に雇へられた日傭労務者の延人員

#### 四 臨時特別調査

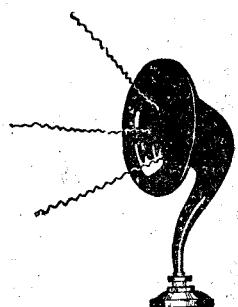
が、厚生大臣が特に必要と認めたときは全部又は一部の雇傭主に對して、労務者の全部又は一部について労務動態に關する臨時又は特別の報告を求めることがある。



要するに本調査は時局下に於て最も緊要な業務である處の労務對策の根本資料となるべきものである。しかしてこの調査の成績如何は全く國民全体の協力如何に懸つてゐるのである。特に報告義務者は本調査の重要性を充分認識されて、正確且つ迅速に報告されんことを希望してやまない。

## 興亞の礎

### 貯蓄で築け



## 並に産業奉仕委員制度に就いて

支那事變勃發以來既に二年五ヶ月を経過し、而も其の成行は新東亜建設の段階に入り我が國の使命は愈々倍加せられるに至つたのである。が縣下商工業者中には事變に際し其の家族の幾人かを、この聖戰に送り或は護國の英靈として身命を國家に捧げた家庭が相當多數あるのである。是等應召商工業者中には、或は其の爲に營業上重大な支障を來し經營困難となつたもの、若は轉業を餘儀なくされるものもある事は敢て想像に難くない。政府に於ては應召留守中の自己の營業に對する後顧の念が第一線に活躍中の

00684

將士に與へる影響の重且大なるに思を致し、商工業省内に「應召中小商工業者營業援護委員會」を組織せられたが地方に於ても全國各道府縣を單位とする「應召商工業者營業援護委員會」が組織せられ、是等營業の維持繼續若是轉業の爲に援護を必要とされる。應召商工業者に對しそれ／＼適切なる援護方法を講ずることになつてゐる。

本縣に於ても此の方針に従つて「鳥取縣應召商工業者營業援護委員會」を組織し縣下に於ける銃後後援團體、市町村、商工關係諸團體等の代表者商工業に深い智識經驗を有する者、並に縣關係官等を以て委員とし。同委員會は知事の諮詢に應じて援護に關する調査、研究をなし同時に援護の方策を審議決定するのである。從つてこの委員會は應召商工業者に直接應接する機關ではなく、要援護者に實際の指導、斡旋の勞を取るのは別に次の如く「產業奉仕委員」を縣下全般に亘つて委嘱しそれ／＼要援護者の事情に應じて適切なる具體的方法を講ずることくな

1. 應召商工業者に直接相談相手となり、業者の指導斡旋をなす爲縣は前述の「產業奉仕委員」を委嘱し、現在では其の委員數は縣下を通じて九十名で必要に應じて漸次増員することとなつてゐる。

2. 產業奉仕委員が實際に援護措置をなすに當つては、絶へず應召商工業者の狀態を知る必要があり又關係業者との連絡を取る上からも、尙又要援護者を指導する上からも、其の擔當地域を豫め決定して置くことが最も便宜があるので之が分擔區域を定めてある、従つて援護の希望を有せられる業者は其の地區内で最も便宜を有する奉仕委員について遠慮なく相談して下さい。

### ☆産業奉仕委員事務所

並事務所書記の設置

産業奉仕委員相互の連絡を密緊にすることには、産業奉仕委員の活動上最も必要とする所である

が、同時に縣當局其の他關係方面と産業奉仕委員との協調連繫を圖る爲にも各地區毎に統一した事務所の必要を感じるので縣はこの必要に應するので、縣はこの必要に應する爲「産業奉仕委員事務所」を設け、その事務所には専任の書記を置いてゐる。即ち各産業奉仕委員はこの事務所を常に利用する事によつて委員相互間に援護の具體的方法なり、又關係方面との接觸なりを圖るのである。又事務所書記は各委員が活動し易い様に其の手足となつてゐる、一方縣諸般の事務所を通じて毎地區毎の援護の進捗状況を常に監督指導に當るのである。尙各區に於ては隨時産業奉仕委員並に事務所書記の協議會を開き、援護方法の研究、調査、具體的方法の決定等をなすことになつてゐる。

### ☆事務所

鳥取地區 鳥取市役所産業衛生課内  
米子地區 米子市役所厚生課内

目的を達成することが出来るのである。

産業委員は申すまでもなく、要援護者の状況並に要援護事項等について常に細心の注意を拂つて調査研究に當つてゐるのであるが、本事業の性質上奉仕委員の活動は自然消極的になり勝ないので、奉仕委員に於て援護の必要があるのではあるまいかと思ふ業者も、本人たる業者に於て其の必要を申し出られない限り勢ひ受身の立場として活動が消極的になる傾向があると考へられるので、業者の方に於て援護を希望せらるべき向は進んで奉仕委員なり、奉仕委員事務所なりへ其の旨を申出でられ本施設を充分利用せらるゝ様特に希望する次第である。

最後に産業奉仕委員が援護の具體的方法に着手するに當つては當然業者の事業内容、家庭の内情等に於て相當立入つた調査等を必要とする場合が多いので、斯る點に關しては奉仕委員は勿論援護に携る關係者は秘密事項として外部等に洩れざる様特別に取扱ふ様注意してゐるのであるから、取扱手續等についてはこの趣旨を充



### 昭和十五年度

#### 海軍志願兵割當

分諒承せられて大に本制度を活用し以て業の重營上に資せられたい。

時局下に於ける海軍の責務はいよ／＼重く、特に西太平洋の重鎮たる帝國海軍の使命は頗る重大であるに鑑み、海軍では明年度に於ける志願兵採用數を増加せられてゐるので、本縣に對してもその志願者數を次表のやうに割當てられてゐる。各市町村別志願者割當數はそれ／＼市町村に交附してあつて精々これが勧誘に努められてゐるのであるが、前にも記したやうに海軍志願兵は將來海軍の中堅たるべき下士官養成を目的とするものであつて、進んでは士官としても進出し得るものであるから、一般縣民各位に於ても充分諒解せられて體格學力共に優秀なる志願者が割當以上に出願があるやう期待する次

### 岩美地図 鳥取市東町

八頭郡賀茂村郡家 岩美郡共同團體事務所内

### 八頭地図

八頭郡共同團體事務所内

### 氣高地図

氣高郡青谷町役場内

### 東伯地図

東伯郡倉吉町役場内

### 西伯地図

西伯郡共同團體事務所内

### 日野地區

日野郡根雨町役場内

### 西伯郡共同團體事務所内

### ☆結び

大要前述の如き組織と機構とによりて縣は應召商工業者の營業の維持及繼續並に轉換の指導斡旋に努めてゐるのであるが、本事業は啻に援護委員會並に産業奉仕委員の活動のみによつては到底所期の效果を擧げ得ないので、市町村はもとより銃後後援諸團體、警察署、方面委員、商工相談所、商工會議所、商工會、商業組合、工業組合等各方面の活動協調と相俟つて初めて

第である。尙明年度に於ては身長、視力等に於ける一部の採用標準も低下せられてゐるのであるから、市町村當局に相談せられて多數出願されるやう希望する。

尙細項に關しては十二月五日鳥取縣告示第七百四十六號を以て公示せられて居るから申添へて置く。

郡 市 名	志願者數 昭和十二年	志願者數 同十三年	志願者數 同十四年	三ヶ年 合計	同上中學力 試験による 不格者數	十五年度 割當數
鳥取市	二五	二八	三五	八八	五六	五六
米子市	二二	二七	一五	六四	二二	四六
岩美郡	三二	四〇	二八	三八	三三	六四
八頭郡	五一	七〇	一〇〇	一一七	九三	九三
氣高郡	四一	四八	五〇	八五	二二七	一五三
東伯郡	五六	五八	五〇	八三	八五	八四一
西伯郡	一六六	一六五	一三一	一八七	一〇八	八一九
日野郡	九二	八九	一四九	一〇八	一七一	六一九
鳥取郡	五六	五三〇	一四九	一八七	二七六	一七一
米子郡	六八	五三	一四九	一〇八	五〇	四八〇
岩美郡	一六六	一六五	一三一	一八七	八六	八六
伯耆郡	九二	八九	二一四	二二四	五〇	五〇
伯太郡	五六	五三〇	一四九	一八七	一四九	一四九
日野郡	五六	五三〇	一四九	一八七	一七一	一七一
鳥取郡	二二	二二	二一四	二二四	一〇〇	一〇〇
米子郡	二二	二二	二一四	二二四	九一	九一
岩美郡	二二	二二	二一四	二二四	九一	九一
八頭郡	二二	二二	二一四	二二四	九一	九一
氣高郡	二二	二二	二一四	二二四	九一	九一
東伯郡	二二	二二	二一四	二二四	九一	九一
西伯郡	二二	二二	二一四	二二四	九一	九一
日野郡	二二	二二	二一四	二二四	九一	九一
鳥取郡	二二	二二	二一四	二二四	九一	九一
米子郡	二二	二二	二一四	二二四	九一	九一
岩美郡	二二	二二	二一四	二二四	九一	九一
八頭郡	二二	二二	二一四	二二四	九一	九一
氣高郡	二二	二二	二一四	二二四	九一	九一
東伯郡	二二	二二	二一四	二二四	九一	九一
西伯郡	二二	二二	二一四	二二四	九一	九一
日野郡	二二	二二	二一四	二二四	九一	九一



### 經濟戰強調運動

#### について

るのであります。本縣の實施項目の重點を説明すると次の通りであります。

(一) 經濟戰の實情に即して、我經濟力強化に資すべき諸政策の意義を闡明し全面的に協力の實現を期することであります。

第一次歐洲大戰の時、ドイツ國軍の總帥だつたルーデンドルフ將軍は「大戰回顧錄」に「何處で陸海軍の力が始まり、何處で國民の力が終るかといふ事は、現今の戦争ではもはや限界がつけられなくなつた、軍と國民とは一体となつた。」と述懐してゐるのであります。此の經濟戰の實情と重要性に對する認識を深めて全面的に夫々の生活に即して協力の實を擧げねばならぬと考へる

億國民は歐洲戰局の推移に耳目を奪はるゝことなく専ら支那事變處理に邁進するため銃後經濟建設に一段の真剣なる努力を必要とするの秋一面对してゐるのであります。我國と致しましては愈々軍備の充實、生產力の擴充、大陸に於ける建設に益々綜合國力の充實發揮に向つて暮れしなければならないと考へるのであります。

經濟戰強調運動に於て採り上げるべき事項は實に多岐に亘つてゐるのであります。今回に於ては特に歲末に於て強調すべき事項に限定して集中的に運動を行ふことになつてゐる

00689

(二) 公私生活を刷新し戰時態勢化することあります。既に我々の生活そのものが總力戦の戰場となつてゐる以上戰前と同じ様な氣持で同じやうな生活様式でやつてゐることが果して許されるかどうか? 大いに反省して見る必要があるのです。公私生活を全面的に刷新して戰時の線に副ふやうに建設すべきであると考へるのであります。

(三) 建設すべきであると考へるのであります。公私生活を刷新する一方策は消費節約の徹底であります。物資の長期愛用を期すると共に特定物資即ち米、牛豚肉、醤油、砂糖、食糧罐詰、瓶詰、乳製品、鶏卵、茶、コーヒー、紅茶、酒、ビール、煙草木炭、石炭、瓦斯、電氣、マツチ、被服類皮革製品、鐵製品、紙等に對しては特別消費節約を徹底する必要があるのであります。事變當初の選擇的消費節約の時代ではないのであります。此の爲にはお互の生活

(四) のであります。  
現下の米穀事情よりして食糧の充實を期することあります。

我國は瑞穂の國の名に背かず食糧問題には何等脅威を感じなかつたのであります。變第三年にして俄然この重大問題に逢着致しました、併し今食糧が不足してゐるから問題ではありません、第二回豫想によれば全國的には最近五ヶ年間平均に比し約二百五十餘萬石も增收であつて現今では全國に満ちてゐる筈であります、従つて今無いからの問題ではなく來秋端境期に備へるための問題であります。茲に今から國民が協力して充實運動を起す必要があるのであります。

(五) 百億貯蓄の必行を期する事であります。本縣に於ては昨年二千萬圓目標に對して二千百六十萬圓餘の貯蓄を見事完成したのであります。が本年は目標額も三千萬圓であります。

00690

ます、之に對して本年度前半期に千百八十万圓餘の貯蓄を行つて前年同期に比して三百十二萬圓餘の増額を示してゐるのではありませんが之で決して油斷は出來ません、殊に農產物の値上りや林業方面の活況を考へ又全國的に通貨の膨脹を考察する時更に拍車をかけて邁進せねばならない情況にあります、格別師走は賞與や手當等も相當多額に支給される向もあります。之等を以て國債や貯蓄債券を力めて購入し銃後奉公の赤誠を效すべきであると考へるのであります。偕而之等五大目標に一ヶ月間努力するにして第一週は物資活用週間で一日から七日まであります。此の週間の努力事項は金を銀行を通じて政府に賣却すること、新規購入を極力見合せて手持品を活用すること、買溜をせぬこと、屑整理函等を各家庭に必ず備へ付ける

こと、七日に廢品獻納運動をすることあります。  
第二週は食糧充實週間で八日から十四日まであります。此の週間の重點は米を尊重する觀念を徹底させること、七分搗混食の常用を圖ることと少くとも週間中は必ず混食とする代用食を攝ること、節酒を勵行し特に週間第三日の十日は「酒なしデー」とすること、食糧增産の計劃樹立と市場出廻の促進を図ること、一般食堂飲食店等に於ても獻立等に工夫して食品の無駄を排除すること等であります。第三週は百億貯蓄強調週間で十五日から二十一日まであります。重點は收入増加を謳歌することなく高率貯蓄を勵行すること、消費節約を断行して餘剩金を生出して極力貯蓄の増額を圖ること、年末賞與手當の類を貯蓄に充てること、毎日の組合貯蓄の倍加を圖ること、十一日から賣出しの國債や貯蓄債券を購入すること等であります。

第四週は生活刷新週間で二十二日から二十七

00691

日まであります。重點は越年及迎春の諸準備を力めて精神的にして無駄を省くこと、年始の贈答は廢止すること、虛禮的な年賀状や年賀廣告を止めること、忘年會の開催や新年宴會の準備は差控へること、衣服、調度化を強化し國民生活綱要の勵行恒常化を圖ること等であります。

最後の三日は晩歲反省迎歲計劃日で本年最後の三日間であります。是は我々の生活が眞に戰時態勢化されてゐるが、又經濟戰の戰士として其の任務を果してゐるかどうかを反省以此の上に立つて光輝ある紀元二千六百年一年の大計を計劃するのが重點であります。

我等銃後國民は第二次歐洲戰に眩惑せられて自らが國家總力戰たる經濟戰の戰場に立つてゐるのを忘れ其の重き任務を忽にするやうな事があつては尊き英靈に對しても相濟まぬ次第であります。武力戰に挫かれた敵側の耳目は我等の身邊の戰線を油斷なく見てゐるのであります。

## 神宮大麻



### 頒布に就いて

神宮大麻は、我が國民が各自其の家庭に於て朝夕神宮を敬拜し天照大御神の御神徳を仰ぎまつらるために神宮より全國の全家庭に頒布する大御神の大御璽であらせられます。

大麻は從來伊勢の師職家から頒布して居ましたが、維新の際全部之を御停止となり、改めて明治五年から大御神の大御璽として全國に頒布せらるゝこととなつたのであります。而して其の際に神宮大麻頒布の御趣旨を明に定めらるゝと共に、頒布の事業を神宮の事務即ち國家

00692

の事務として取扱はしめられたのでありました其の御改正の際、時の神宮大宮司が大御神の大御前に奏上せられた祝詞の中にも次の意味の文辭があります。

天皇の御命令に依つて、國民に朝夕皇大御神の大前に慎み敬ひて禮拜せしめる爲に、今年から畏き大御璽を天下の人民の家々に漏れなく頒ち給はうと遊ばされるのであります。之に由りて神宮大麻は、我が國民が家庭に於て皇大御神を敬拜する神宮のみしるしてあることは明瞭であります。而して此の貴いみしるしを全國に頒ち、全國の全家庭をして神宮を崇敬せしめよとの廣大無邊なありがたい御趣旨は、實に明治天皇の御敍慮に基くのであることが拜察せらるゝ次第であります。其の際教部省から各府縣廳への達にも

舊臘元神祇省より相達候 皇大神宮大麻、此節神宮司廳より諸府縣へ頒布可致處、右は諸社配札同様之儀に無<sup>レ</sup>之、海内一般之人民へ例年拜受可<sup>レ</sup>致御趣旨に付頒布之儀は各地

方に於て適當の方法相設人民競て拜受尊倍候様可<sup>ニ</sup>取計

とあつて時の政府は以上の御趣旨を奉體して、其の當時より神宮大麻を海内一般に毎年拜受せしむる計畫を立て、頒布の事務を全く公の仕事として取扱ふこと、致したのであります。從つて今日神宮より大麻を頒布するにも勅令にて定められたる神宮神部署といふ官衙をして管掌せしめられてあります。

而して大麻頒布の方法は、神宮神部署から各道府縣の神職會に囑託して、其の會員たる神職又地方に依りては市町村公務員の盡力に依つて毎年十月十五日から年の終へかけて全國の家庭に頒布することとなつて居ります。大麻を此の時期に頒布するのは、やがてめでたく迎ふる新春の初に當り、先づ之を神棚に奉齋して神宮を敬拜せらるゝためであります。朝廷に於かせられても新年の始めには四方拜の御儀があり御政治始には先第一に神宮の御事を聞召されます。全國の全家庭に於てめでたい新年の行事

00693

の第一に 神宮の新しい大麻を奉齋して、全國民が一齊に 天照大御神を敬拜するといふことは、何といふ莊嚴な何といふ美しい御國風であるませうか。

殊に明年は 神武天皇御即位紀元一千六百年の最も意義深い年でありますから、我々國民は此の大御心を奉體して全國全家庭に洩れなく神宮大麻を奉齋し、朝夕崇敬の誠を致さるゝやう希望してやまない次第であります。



## 小麥の増産と 菌核病の防除について

事變の進展並に日滿支を通ずる需要の增大に伴ひ小麥の増産は益々その重要性を加へてゐるので、政府に於ては之が増産を期するため昭和十五年收穫に於て平年收穫高に更に三百五十萬石を増産し、その生産確保を目標として計畫が

樹立せられたのである。

本縣に於ても此の國策に基き増産計畫を樹立せられ、それが目的達成に邁進しつゝあるのであるが、此の増産の方法は作付面積の擴張と反當收量の増加の二法であつて、前者は休閑地を利用することにより、後者は病虫害等によつて起る減損を防止することによつて増産を圖るのであつて、是等に對しては種々の助成方法が講せられてゐる。病虫害については本縣の如く積雪の多い地方では積雪のため麥類が腐敗し、之がため栽培不能とせられ或は栽培するも歲により減收を來してゐるが、之は菌核病の被害であつて適當な防除法を施せば防除し得るのである。仍て今回は菌核病防除に對し助成金を交付し防除の徹底を期し増産の一助とすることになつたので、當業者各位は能く此の意味を認識せられ増産上防除の實施に一段の努力を切望する次第である。次に菌核病の病狀、防除法及防除上の注意要項を記し参考に資します。

### △菌核病の病狀

- 1 小麥菌核病は積雪の多い地方に發生する病害で、本病に罹ると莖葉は腐敗するので收量は減少し甚しきときは全株腐敗して收穫皆無となる。
- 2 本病は「タイフュラ、グラミニス」と稱する菌核病菌に因つて起るもので土壤中に残存してゐる菌核は十一、二月頃發芽して胞子を作り之が飛散して傳染すき（病菌は攝氏四十一〇度位のとき蕃殖がよい）積雪のため麥が地面に壓著せられると病菌と接觸するので直に傳染發病するのである。
- 3 被害の状は積雪を取除いて見れば莖葉は恰もゆでた様になつてゐるが融雪後になれば乾燥して白くなり地面に密着しその上に褐色粟粒大の菌核を形成する、此の菌核が圃地に落ちて翌年の病源となるのである。

### △防除法

- 1 排水不良地は發生が多いから高畦とし排水を良好にすること。

- 2 生石灰は別の桶に入れ小量（五合乃至一升）の湯又は水を加へて溶解した後、注いで溶解した後清水を加へて全量を二斗とす。
- 3 生石灰は硫酸銅は布袋に入れて熱湯一、二升を

水一斗、硫酸銅四斗、生石灰一二〇匁、硫酸銅四斗の調製法

- 1 硫酸銅は布袋に入れて熱湯一、二升を注いで溶解した後清水を加へて全量を二斗とす。

00695

リケン袋を用ふるが便利である）兩液を作れば石灰水の中に硫酸銅液を注入し能く之を攪拌混合す。

ボルドウ液中に残渣があれば、噴霧器の噴孔を塞ぎ散布に支障を來たすから豫め之を濾過し置くを可とす。



## 銃後奉公會を 公益團體として

### 認定

銃後奉公會設置に關してはかねて市町村長宛に通牒せられて居るのであるが、今回褒章條例第二條に依り左記の條件に合する銃後奉公會を公益團體として認定せられて、該團體に對し昭和十三年十二月末迄に寄附した者は特に事變關係の寄附として、差當り表彰の取扱がせられることになつた。

本月末日以後に於て改組又は統合せられたも



### 防犯運動週間に際りて

今回中國五縣聯合の下に、本月十五日より二十一日まで一齊に防犯週間として運動を實施することとなり、本縣に於きましても縣民各位に之が趣旨を普及し、御理解と御協力を願います。

支那事變勃發以來茲に二年有餘、皇軍の赫々たる武威揚り、其の戰果により蔣政權は遂に一地方政權に没落し、今や新東亞建設への歩武が着々進められつゝあることは洵に同慶の至りであります。

而してこの有史以來的一大偉業の完成の過程は現下歐洲各國に於ける戰雲と複雜微妙なる國際情勢等を考ふるとき、吾等國民は尙幾多の困難を伴ひ相當長期に亘ることを覺悟せねばならぬのであります。この重大時局を乗り切るため

のに付ては今後に於てこれに公益團體としての認定が與へられるかどうか目下の處不明であるから、各市町村で銃後奉公會が設置せられて居ない處は右期日迄に殘らす改組又は統合を完了するやう配意して、寄附者をして褒賞の恩典に浴するの機會を失はせないやうせられたい。

(一) 市町村長を團體長とし、實質上市町村自體の事業として軍事援護の目的の下に活動し、昭和十四年十二月末日迄に銃後奉公會に改組又は統合せられた團體。

(二) 市町村の區域を更に數區域に分ち、各一

區域に付舉鄉的組織を以て設立せられ、區長又は之に準ずる公職者を團體長ととして軍事援護の目的の下に活動し、昭和十四年十二月末日迄に銃後奉公會に改組せられた團體。

× × × ×

に銃後國民は外皇軍の勞苦を偲び、國家能力凡ゆる部門に亘る旺盛なる活動とその強化を圖り銃後の護りを堅くし治安維持を期せねばなりません。治安を保持するためには社會生活を脅かし銃後諸活動を阻害する社會の一つの病氣とも云ふべき犯罪を清掃し社會の明朗化を圖ることが最も必要であります。

事變發生以來本縣に於ける犯罪發生の狀況を統計的に見ますと、刑法犯では昭和十二年中五、九七一件で其の主なるものは窃盜一、九九四件、横領一、五一四件、詐欺一、三九四件で之を昭和十一年の七、一〇一件に比べますと一三〇件の減少となるのであります。又昭和十三年中の件數は四、六〇八件で更に一、三六三件の減少を示し、事變以來漸次遞減しつゝあることは全く國民性の現れとして縣民各位の御協力によるものでありまして特に憂慮すべきものはありません。而し其の内容につき又現在の情勢等を考察致しますとき、必ずしも樂觀を許さないのみならず中には寒心に堪へないものもある

00697

るのであります。即ち事變當初に於ては國民の緊張により一般犯罪特に暴力犯賭博等は減少してゐるのですが、一面戰時下の特有現象とも云ふべき應召を假裝し或は愛國の美名に隠れて各種の手段を講じ不法を敢てし、甚しきに至りては名譽ある出征軍人遺家族に對してまで侵害する不德漢が現るゝ等、時局を繞る各種犯罪が相當に發生してゐるのであります。是等時局を顧みざる非國民的行爲者に對しては嚴重なる取締をなせる爲、本年に至りては減少を見てゐるのであります。事變の長期に亘るに従ひ一時減少しつゝあつた竊盜其の他一般犯罪が増加の傾向あるのみならず、最近發布の統制諸法令違反者等が相當に現れつゝあるのであります。他府縣に於きましては強盜、殺傷放火等の兇暴なる犯罪さへ發生し、社會共同生活を暗黒に導き銃後の諸活動に尠からざる影響を及ぼし、延ては聖戰の目的達成上阻害を來すのであります。

是等の原因は種々あるとは思ひますが、事變

が進化し複雑になればなる程、生存競争が激しくなり遂に道徳を無視してまで慾望を充さむとする様になるのであります。國家存立の大本であり又社會共同生活の基準を定めたものが、法律規則であると言ひ得るのでありまして之に悖る行爲が即ち犯罪と云ふことになるのであります。この意味より防犯と云ふことを判り易く申しますなれば、社會の共同生活の軌道を防害し又軌道を外れんとする行爲者を、外れない様に之を豫防し一旦軌道より外れた行爲者は早く發見して別に教育し、再び人並の軌道に進める様にするため之を検舉すると云ふことになるのであります。

茲に於て當事者が防犯上研究を要する問題は犯罪者の犯行當時の心境と犯罪の原因を極むる點であります。犯罪を犯す様な者でも惡心で疑つてゐる譯ではありません。結局慾望が極端に昂じ犯行當時良心が麻痺し惡心を制することが出來なかつた状態に於て多くなされてゐます。又犯罪原因に就ても之は多種多様であります。

病氣とか貧困とか中には同情すべき點のあるものもあります故に、是等の點に關しては常に健全なる心身の修養に努むると共に又犯罪となる原因を除くことが最も緊要であります。現在我が國の刑法中に四十種の罪が規定してあり、この外に特別法中罰則のあるものが澤山あるのですが、今日一般に最も多く行なはれ且つ被害の多いものは何と云つても竊盜と詐欺で、この二つの犯罪に對して充分警戒し其の效果を收め得たならば防犯の大半は達し得らるゝと云つても過言ではありません。犯罪の大半を占むるこの二つの犯罪豫防の綱領ともすべき點は(一)罪を犯さず又他人をして犯さしめぬ様常に修養と善導に努め、(二)犯罪の被害に罹らぬ様お互に注意し隣保互助の實を擧げ、(三)事犯發生の場合は早速眞實を届出し現場の保存と犯人の人相着衣を確め置き併て搜査に協力することあります。

下に於きまして國內の凡ゆる機構活動の變化により、當然免れるこの出來ない個人的、社會的、經濟的將又思想的環境の變動と、一は一般國民の緊張の馳緩せるに因るのではないかと考察せられるのであります。

警察としましては銃後の護りを堅くし治安の保持上微動だもせぬ鐵壁陣を堅持する爲、其の本來の使命に立脚し刑事警察の部門に於ては犯罪の豫防と檢舉に努力してゐるのであります。限りある警察官のみにては其の萬全を期することは容易でなく、防犯に關し各位の深甚なる理解と協力に待つに非らざれば充分なる效果は齎せないのであります。今次本運動を起したる所以も全く茲に在るのであります。

由來社會の共同生活は道徳により維持されるべきであります。人は其の本能として慾望を充したいと云ふことは争はれぬ事實であります。生活の根元衣食住について見ましても、よし衣服を纏ひたい、美味しい物を攝りたい、立派な家に住みたい、其のがため金錢が必要となる。社會に於いては、

00699

何卒縣民各位に於て「自己の社會は自己の手で」を信條とせられ、犯罪一掃に格段の協力をせらるゝならば銃後の鐵壁陣は微動だにせぬ美しき、鳥取縣を實現し得ることゝ存じます。本防犯運動週間に際しまして各位の一層の理解と協力を切望して止まぬ次第であります。



感はされることなく、益々綜合國力の發揮に向つて邁進しなければなりません。  
歳末に當り經濟戰強調運動を實施されるに當り、本縣に於ても五つの大目標を定め全縣民各階層の皆様に、各々經濟戰の戰士たるの自覺と其の任務を期待せられて居るのであります。其の第一週は物資活用週間であり第二週は食糧充實週間でありましたが、この十二月十五日から二十一日までの第三週は「百億貯蓄強調週間」であります。特に、次の事項を強調されてゐます。

### 經濟戰強調運動第三週

#### 「百 億 貯 蓄 強 調 週 間」

今や第二次の歐洲戰亂が勃發致しましたが、我が國は之に介入することなく専ら支那事變の處理に邁進し、強力日本を建設せねばなりません。この爲には愈々軍備を充實し、生產力を擴充し、以て大陸に於ける建設に一段の真剣なる努力を必要と致します。我々國民は歐洲戰亂に

00700

(6) 百億貯蓄への本年最後の突進です。高率貯蓄を勵行して下さい。

百億貯蓄につきましては本縣目標額三千萬圓中、皆様の御努力によつて着々成績を向上せしめつゝあります。本年は未曾有の旱魃等の關係からその目標額達成豫断を許さぬものがあります。皆様本年掉尾の御奉公として、第一線將兵の忠誠に劣らぬ覺悟で經濟戰の戰士として奮闘して、貯蓄目標の達成に邁進致しませう。



### 小規模耕地事業 に對し資金の融通開始

通の要項を参考に資すると次に示す如くあります。

#### 一 貸付先 農業者十人以上連帶者

(イ) 國庫若は縣補助を受けて施行する左の事業に要する資金

各種災害復舊、各種災害應急、暗渠排水床締客土、農用公共施設、農產資源開發開墾、自作農創設未墾地開發、小開墾、其の他之に類する耕地事業

(ロ) 右各事業に對する補助金の引當其他必要な場合の繫資金

#### 三 貸付利率

(イ) の場合 年五分

(ロ) の場合 日歩壹錢參厘以上

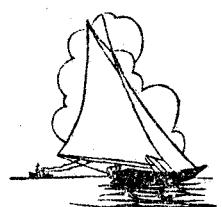
日本勸業銀行に於ては災害關係又は農林生産關係に伴ふ、小規模の農業土木事業にして特に國庫若は縣より補助を受けて施行するものに對し、資金を融通せらるゝことゝなつたが其の融

## 四 貸付年限

(イ) の場合 五ヶ年以内の定期貸付又は十ヶ年以内の年賦貸付

(ロ) の場合 一ヶ年以内の短期貸付

### 邦人の赤誠



1 第二項(イ)の場合と雖も徵收金並補助金等により期限内に償還確實なるものは、補助金引當の場合に準じ一ヶ年以内の短期貸付となすも差支なし(この場合利率及資金は何れもロ)を適用す)

2 補助金引當の場合に於て補助金の交付が二ヶ年乃至三ヶ年に亘るもの往々あるを以て、この場合に於ては當初は補助金の總額を貸付け、次年度以後は順次補助金残額相當額を切替貸付の取扱さす。

×

×

×

×

×

遠く海を越えて北米加奈陀バンクーバ市に於て活躍せる、本縣出身特に西伯郡弓濱部青年を以て組織せる弓濱青年會では、今次事變勃發以來新東亞建設の聖戰に護國の華を散りし、戰歿者の遺家族を護る銃後國民の赤誠に燃えて、今回「吾々青年會も此の非常時局に際し國難の祖国を想へば」の書信と共に在加縣人の協力を得て茲に木村岸三外九十一名より邦貨換算六百三十九圓八錢を、縣下戰死者遺家族慰問の資として知事宛に送金せしを以て、縣に於てはこの感激すべき趣旨に基き之を適當にその遺家族に分頒することとなつてゐる。

興隆民族の温き熱意は萬里の波濤を超越してこの麗しき赤誠となり遺家族の人達の心を強く

打つものがあるであらう。

### 貯蓄組合員章の交付



杉山大將

白衣の勇士

慰問



部落區その他未交付の組合員に對し交付すること。

4 組合員章は必ず之を門戸に掲示すること

政府が重要國策の一として銃後國民に對し貯蓄の獎勵に努力せられ、本縣に於ても此の國策に順應して之が獎勵に全力を注いでゐることは度々本報に記せる通りで縣民周知の處である。此の銃後奉公の誠心をこめた組合員の國策協力を表示する、組合員章の制定を曩に企圖しその圖案を一般から募集したのであつたが、それが此の度出來得たので經濟強調運動中の「百億貯蓄強調週間」第一日に當る本日一齊に交付した今之が取扱方法を示す次の如くである。

1 組合員章は數組合に加入せるものと雖一

戸一枚を原則とす

2 組合員章は先づ職場別及團體組合員に對

し一齊に交付すること

3 前號により交付を終りたる後次で町内會

00703



## 兎毛皮の採取

今や兎毛皮は軍需用として其の需要は幾らあつても足りない程で、遂に法を以て統制せられるに至つたことは既に記した通りである。縣民はうんと馬力をかけて軍需を満し、更に將來は餘剩を外國輸出に向けて國際貸借の改善に資する覺悟を以て増産を圖らなければならぬ。今假りに茲數年間で軍需の方が多少減少したと假定しても兎毛皮の需要は海外に向け無限といつてよい状態であるから、養兎の將來は實に洋々たるもので、農家はその點何等の懸念もなく一路兎の改良蕃殖と優良兎毛皮の増産に邁進すべきである。

これから丁度兎毛皮採取の好期に入るのでその採取についての諸注意事項を述べることにする。

ものを除き適當なものだけ屠殺することが肝要である。尚、左の場合は著しく毛皮の價值を低下するから屠殺の時期を考慮すべきである。

- 1 疾病又は病後恢復期のもの
- 2 妊娠、分娩、授乳期等のもの

(三) 共同處理

屠殺、剥毛、乾燥には相當の熟練が必要であつて、其の適否に依つて毛皮の品質に非常な違ひが出来るものである。生兎では申し分のない立派なものが、素人が處理した爲に不合格の皮になつてしまふ様な事が實際に於て非常に多い。生産者の經濟から見ても、國家的見地からしても共同處理を行つて一枚も無駄な毛皮を作らぬやうにすることが絶対に必要である。政府に於ても農會、產業組合、養兎組合等が共同處理の施設をする場合には、屠殺、剥皮に要する建物

(一) 屠殺年齢

毛皮用の兎は生後少くも六ヶ月以上一ヶ年、平均八ヶ月位で大体成熟するから、其の時屠殺剝皮を行ふ。若齡に過ぎるものは被毛、皮質共に柔軟に過ぎて耐久力に乏しく、又老齡になれば毛皮が粗硬となつて品質を低下するから、何れの場合も毛皮用には不適當である。又兎の品種や個体に依つて成熟に早晚があるから、單に年齡のみで屠殺の適否を決定することなく、各個の兎に就て其の状態を検し屠殺を行ふのが最も合理的である。

(二) 屠殺時期

家兎は春秋二期に大体換毛を行ひ、夏期と冬期では被毛の状態が違ふものである。

毛皮用としての適期は、冬毛が完成してから夏毛に換り始める前までで、其の時期は大体十一月下旬から翌年三月迄の間である。然し氣候や個体に依つて換毛の時期が異なるから實際的には個々の兎に就て被毛の状態を検し、換毛中の

區 分	長さ(耳下より尾際)	幅(狭き部分)	面積標準	生体量標準
三 大 き さ 隊				

00705

特	大	飛	六一〇耗以上	三〇五耗以上	〇、一八平方米	五、二〇〇瓦以上
大	飛	五五八	同	二七九同	〇、一六同	四、五〇〇同
飛		五〇八	同	二五四同	〇、一三同	三、三七五同
大		四五七	同	二二八同	〇、一一同	二、六二五同
中		四〇〇	同	二〇〇同	〇、〇八同	二、二五〇同

## 四 張り方

イ 乾皮の形狀は幅一 長さ二の割合とす。

但し幅が長さの半より二五耗以下狭きものを含むも差支なし。

ロ 幅が長さの半を越ゆるものは不合格とする。但し皮質毛量共良好なるものに限り前項の缺點あるも合格とし、其の過剰面積は大きさ區分に算入せざるものとす。

## 五 毛質

イ 毛生の密度大にして毛並均一なること。

ロ 毛引強く綿毛多きこと。

ハ 番糞其の他に依る毛纏れなきこと

## 六 毛色

イ ごま父は茶褐色とす（腹部に於ける白色の部分が全面積の二割以下なるを要す）

但し需要を充し得ざる場合は白色又は雜色を以て充當す。

## 七 皮質

イ 強韌にして厚度〇、四耗を標準とす。

ロ 張りの程度は前項標準を保ち得るを限度とす。

ハ 乾燥は自然乾燥とし、脂肪は完全に之を除去すること。

00706

- ニ 油燃、血燃、噛み傷、腐敗乳汁の附着等  
ホ 四肢、尾部、耳部を附着せざること。  
八 痘引  
九 其他

毛質、皮質等に於て上記各項に反する部分は其の實績を疵引して大きさ區分に充當す。

(1) 毛質、皮質等上記に合致せざるも面積區分に於て中に達せざるものは次等品として採用す。

(2) 本規格に合致せざるものと雖も實用上使用に堪へ得るものは左の區分に依り格下品として採用することあるべし。

一 號品 面積〇〇、一六平方米以上  
二 號品 面積〇〇、〇八平方米未満

寫眞週報第九十五號掲載内容

左記ノ通

十二月十三日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載內容  
週報第一六五號前線特輯「前線ヨリ銃後ヘ」掲載內容

- 一 銃後に告ぐ 支那派遣軍總司令官 西尾壽造  
一 皇道宣布ニ遇進ス 關東軍報導班  
一 銃後の諸賢へ 第〇艦隊司令長官 日比野正治  
一 支那事變を 解決するもの 報導部長 馬淵逸雄  
一 銃後へ寄せる 戰場を描く  
一 現地ところへ  
一 陣中文藝

一 洋の報恩美化する廣場！宮城外苑整備事業

一 廣東の消防隊

一 トリボリの騎駄市

一 世界の大通りに出る日本の國際航空路

一 兵隊さん御馳走を作つて進ぜよう！野戰調理士養成

一 シヤツクリー家庭救急箱その十五  
一 海外通信  
一 讀者のカメラ